

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 24 日

新潟県知事 殿

提出者

住所 新潟県新発田市佐々木2538番地2

氏名 本間道路株式会社 下越営業所
所長 越村 昌輝

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0254-27-6420

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	本間道路株式会社 下越営業所
事業場の所在地	新潟県新発田市佐々木2538番地2
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	18,000万円
③ 従業員数	14人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>・がれき類</p> <p>再生処理業者に委託 → 再生砕石として再資源化</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 (6 年度) 実績】

① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類																			
	排出量	1,900.06	t		t		t		t		t		t		t		t		t		t
	産業廃棄物の種類																				
	排出量		t		t		t		t		t		t		t		t		t		t

(これまでに実施した取組)

産業廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めるとともに、設計・施工方法を検討して産業廃棄物の発生量を可能な限り少なくした。

【目標】

② 計画	産業廃棄物の種類	がれき類																			
	排出量	1,500.00	t		t		t		t		t		t		t		t		t		t
	産業廃棄物の種類																				
	排出量		t		t		t		t		t		t		t		t		t		t

(今後実施する予定の計画)

設計・施工方法を検討して産業廃棄物の発生量の抑制に努める予定。

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

① 現状	特になし
---------	------

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

② 計画	特になし
---------	------

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									

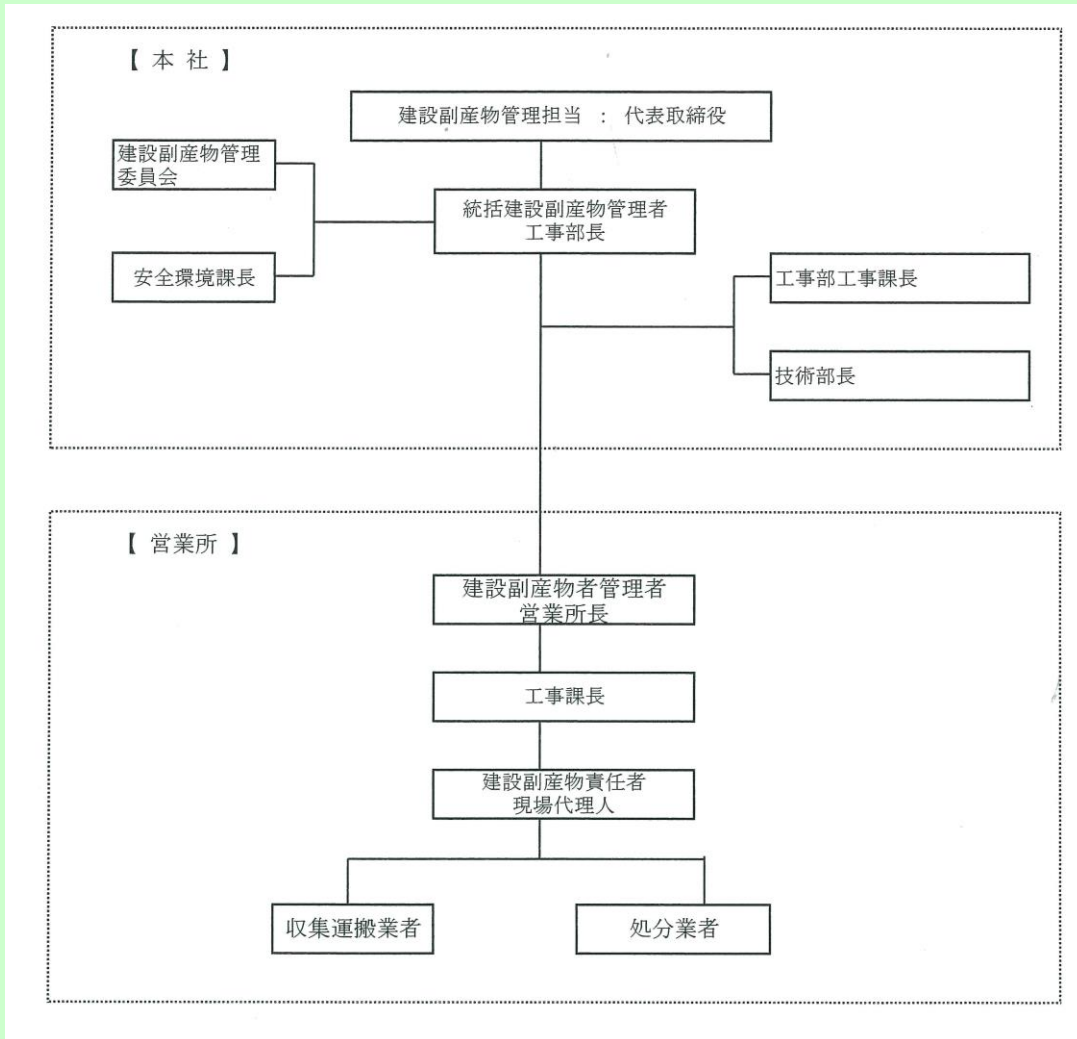
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（6年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類							
	全処理委託量	1,900.06	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,900.06	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	全処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
委託基準に従って、産業廃棄物の委託業者を選定し書面による契約を実施し処理した。									

【目標】															
② 計画	産業廃棄物の種類	がれき類													
	全処理委託量	1,500.00	t		t		t		t		t		t		
	優良認定処理業者 への処理委託量		t		t		t		t		t		t		
	再生利用業者 への処理委託量	1,500.00	t		t		t		t		t		t		
	認定熱回収業者 への処理委託量		t		t		t		t		t		t		
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量		t		t		t		t		t		t		
	産業廃棄物の種類														
	全処理委託量		t		t		t		t		t		t		
	優良認定処理業者 への処理委託量		t		t		t		t		t		t		
	再生利用業者 への処理委託量		t		t		t		t		t		t		
	認定熱回収業者 への処理委託量		t		t		t		t		t		t		
	認定熱回収業者 以外の熱回収を行う 業者への処理委託量		t		t		t		t		t		t		
	(今後実施する予定の取組)														
	委託基準に従って、産業廃棄物の委託業者を選定し書面による契約を行い処理する予定。														
※事務処理欄															

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図



管理責任者・責任者の職務

- 統括建設副産物管理者
1. 建設副産物管理に関する現場指導、教育（関連する法令等）
 2. 建設副産物管理に関する建設廃棄物処理業者及び収集運搬業者の選定と委託契約の締結に関する指導
 3. 建設副産物管理に関する実績集計及び記録の保存
 4. 建設副産物管理委員会の運営

- | | |
|------------|---|
| 建設副産物管理者 | <ol style="list-style-type: none">1. 建設副産物管理に関する現場指導、教育（関連する法令等）2. 建設副産物管理に関する建設廃棄物処理業者及び収集運搬業者の選定と委託契約の締結に関する指導3. 営業所の建設副産物管理に関する実績集計及び記録の保存 |
| 建設副産物責任者 | <ol style="list-style-type: none">1. 建設副産物管理に関する処理計画の作成及び実績の確認、記録と報告2. 建設副産物管理に関する工事の再生資源利用（促進）計画の作成及び実績の確認、記録と報告 |
| 建設副産物管理委員会 | <ol style="list-style-type: none">1. 産業廃棄物に係る法令に関すること2. 産業廃棄物の自社マニュアルの制定、改訂に関すること3. 産業廃棄物に関する問題点の検討、対策に関すること4. パトロール、点検に関すること |

(2) 管理体制の強化

管理体制

建設副産物を直接管理する現場代理人を中心に発注者、協力業者、廃棄物処理業者及び収集運搬業者と互いに協力して、廃棄物を適正に処理する。この為に、社内管理体制を整備し計画的な処理に努める。

(3) 教育・研修

社員研修の実施

廃棄物関連法令に則り、産業廃棄物の適正な処理、再生資源の有効利用及びマニフェスト制度について、社員等に定期的に教育・研修等を行う。また、関係官庁の指導方針等を周知、徹底する。